

第3-20表 高齢者の就業促進施策

Table 3-20: Measures to promote the employment of older people

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
日本	—	[高齢者雇用確保措置の実施義務化] ・2006年4月より改正高齢者雇用安定法による65歳までの定年引き上げ及び継続雇用制度の導入等を義務付け(2007年4月1日から義務対象年齢は63歳に引き上げ)。
	[中高年齢者の再就職の援助・促進] ・公共職業安定所におけるきめ細かな職業相談・職業紹介。 ・労働者に対する高齢期における職業生活設計に関する相談・援助等(高齢期雇用就業支援コーナー)。 ・シニアワークプログラム事業の実施(事業主団体等の参画の下、技能講習、合同面接会等を一体的に実施)。 [60歳以降も働き続ける高齢者への支援] ・高齢者雇用継続基本給付(対象:60歳到達時点に比べ賃金が75%未満に低下した状態で働き続け、一定の要件を満たす雇用保険被保険者に支給)。 [高齢者のニーズに応じた多様な就業・社会参加の促進] ・シルバー人材センター事業等の推進 (1)子育て支援事業等の地域社会に密着した事業の推進。 (2)派遣・ボランティア等の多様な就労・社会参加機会、情報の提供。 (3)団塊の世代を中心とした高齢者に対する就業体験の実施。 ・65歳を超えても働くことができる環境整備 65歳超の高齢者等の雇用に係る利点の啓発、求人開拓、面接会・セミナーの実施等(定年退職者等再就職支援事業)。 ・高齢者等による創業の支援 45歳以上の高齢者等3人以上による創業に対する支援措置(高齢者等共同就業機会創出助成金)。	[各種助成金] ・定年引上げ等奨励金 (1)中小企業定年等引上げ奨励金:中小企業が上記「65歳以上への定年の引上げ」を実施した場合、奨励金を支給。「70歳以上への定年の引上げ」又は「定年の定め廃止」を実施した場合には上乗せ支給。 (2)雇用環境整備助成金:65歳への定年引上げ又は定年の定め廃止の実施後1年以内に、対象高齢者に対し研修を実施した中小企業事業主に支給。 ・労働移動支援助成金:離職予定者の再就職の援助を行う事業主に対する助成措置。 [高齢者雇用アドバイザー制度] ・各都道府県雇用開発協会に配置されるアドバイザーによる相談・助言サービス(人事・労務制度、賃金・退職金制度、職場の改善・開発、従業員の能力開発等)等。 [「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト(2007年度～)] ・「70歳雇用支援アドバイザー」の育成、企業に対する相談支援による賃金・人事処遇制度や能力開発システムの開発支援。 ・65歳までの継続雇用制度導入事業主に対し、70歳までの対象年齢引上げを目的とした個別相談及びセミナーの実施。 ・65歳までの高齢者雇用確保措置の円滑な実施及びその充実を図るための個別相談及びセミナーの実施。 ・各地域におけるシンポジウム開催等を通じた国民への普及・浸透の充実等。

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
アメリカ	<p>高齢者地域社会サービス雇用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 1965年 ・ 適用範囲 55歳以上で低所得の者 ・ 具体的内容 州・地方政府や指定を受けた非営利団体が、事業の全経費は連邦政府の負担で、事業を実施。対象者は、最低賃金相当の賃金を得ながら週20時間程度、福祉サービス業に従事。 ・ 利用実績等 定員は約6万人であり、年間延べ約10万人程度の参加見込。 	なし
イギリス	<p>ニューディール50プラス(New Deal 50+)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 2000年4月 ・ 適用範囲 50歳以上で、本人又は配偶者が求職者給付(抛出し及び所得調査制)、就労不能給付などを6か月以上受給している者。なお、プログラムへの参加は任意。 ・ 具体的内容 公共職業安定所(ジョブセンター・プラス)で、プログラムを通して同一のパーソナル・アドバイザーが対象者に対し、就職促進のため、職業相談に応じ、履歴書の書き方の指導、訓練機会の提供、ボランティアの仕事の提供等を実施。このプログラムの対象者を採用した事業主は対象者の在職訓練のための訓練補助金の受給が可能。 ・ 実績 就職者 約15万人(2000年4月から2005年8月末まで) 	<p>エイジ・ポジティブ(Age Positive)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 1999年12月 ・ 具体的内容 年齢差別是正キャンペーンであり、ウェブサイトで政府の年齢差別是正政策や好事例についての情報提供等を実施。事務局は雇用年金省に置かれている。
ドイツ	<p>高齢者向けの職業継続訓練の促進(Fbw)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 2002年1月 ・ 適用範囲 従業員100人未満の企業の50歳以上の労働者で職業継続訓練に参加する者。 ・ 具体的内容 訓練期間中の訓練受講料、交通費、子の養育費、泊まり込みの場合の宿泊・食事費用を支給。 ※政府は、適用範囲を拡大する方向で検討中。 <p>高齢労働者の賃金保障(EGS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 2003年1月 ・ 適用範囲 50歳以上の失業者で失業給付の受給残日数が180日以上ある者。 ・ 具体的内容 再就職した対象者は、失業前の手取り賃金と新たな職の手取り賃金の差額の50%を、失業給付の受給残日数と同期間受給可能。 ・ 利用実績等 約4千人(2005年) 	<p>統合助成金(EGZ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的内容 就職困難な失業者を雇い入れる事業主に対し、対象労働者の賃金の50%を12か月間支給。失業者が50歳以上の場合は、特例として支給期間は36か月まで。ただし、12か月経過することに助成は10%ずつ減額(特例措置は2009年12月末日まで有効)。 ・ 利用実績等(2005年) 約6万1千人 うち50歳以上の者 約2万4千人 <p>失業保険料の免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 2003年1月 ・ 具体的内容 55歳以上の失業者を新たに雇用した事業主に対し、事業主負担分の失業保険料(賃金の2.1%)を免除(2007年末まで有効)。

3 就業構造

第3-20表 高齢者の就業促進施策（続き）

Table 3-20: Measures to promote the employment of older people (cont.)

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
フランス	<p>「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2004年5月 ・適用範囲 全ての企業の全被用者が対象 ・具体的内容 フランスの企業は、被用者への訓練機会の付与が法律で義務づけられており、労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し、被用者の訓練への参加を促進。 例) 20年以上の職務経験がある45歳以上の被用者で勤続1年以上の者は、優先的に技能検定を受講できる他、時間外の職業訓練を受講する場合は、給与の50%相当の教育訓練手当が企業から支給される。 	<p>雇用主導契約(CIE)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1995年(2005年1月改正) ・具体的内容 公共職業安定所(ANPE)とCIE協定を結び、高齢者や障害者等就職に困難を抱える者をCIEに基づいて雇用した事業主に対し、最低賃金(SMIC)の47%を上限に、最長2年間の賃金補助を実施。 ・利用実績等 2005年のCIE利用者に占める50歳以上の割合は17.5%で同年5～12月の契約数は約15,000件。 <p>50歳以上の求職者を採用する使用者に対する減支援(ADE+50ans)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2003年1月 ・具体的内容 50歳以上で失業期間3か月以上の失業保険給付受給者を、期間の定めのない雇用契約(CDI)又は12～18か月の有期雇用契約(CDD)により雇用した企業に対対象者の賃金助成を実施。

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」, 厚生労働省ホームページ